ながのシティプロモーション広報宣伝業務受託者募集要領

1　協議提案の趣旨

長野市（以下「市」という。）では、市の魅力を掘り起こし、磨き上げ、市民をはじめ広く全国等の人に知っていただき、「選ばれる都市」となることを目指して、「ながのシティプロモーション推進プラン」を平成 25 年１月に策定し、同２月にながのシティプロモーション実行委員会（以下「実行委員会」という。）を組織し、官民一体となってシティプロモーションへの取組を行っています。

実行委員会では、市の魅力及び情報を伝えるツールとして、情報発信を行うホームページを開設・運営すると共にソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）を活用し、市民の皆さんが市の魅力を自慢に思うと同時に、訪れる方々の訪問意欲がわくような情報の収集・発信ています。

また、キャッチフレーズ及びロゴマークを制作したり、プロモーションビデオを制作するなど、様々なプロモーションツールを用いて事業を展開しています。

これらの事業を実施する中で、様々な課題が生じています。その課題を踏まえ、若者に対し本市の認知度向上を図っていく必要があることから、広報宣伝業務について、プロポーザル（企画提案）方式により選定された企業等に委託します。

この募集要領は、委託する業務内容及び受託者を選定するための公募型プロポーザルの内容を定めたものです。

2　業務の概要

(1) 事業名　ながのシティプロモーション広報宣伝業務委託

(2) 業務内容

本市の魅力を知っていただく広報宣伝業に係る一連の業務

※　詳細は、別紙「ながのシティプロモーション広報宣伝業務委託仕様書（以下「仕様書」という。)」を参照すること。

(3) 業務の期間

契約を締結した日から平成 28 年３月 31 日まで

(4) 契約上限額

3,661,200 円（取引に係る消費税及び地方消費税を含む。）

この額を超える見積（金額）を提案した場合は、失格とする。

※　「取引に係る消費税額及び地方消費税の額」は、消費税法第 28 条第１項及び第 29 条並びに地方税法第 72 条の 82 及び第 72 条の 83 の規定により算出したもので、委託料に 108 分の８を乗じて得た額。

3　応募の条件

(1) 応募者の資格

次に掲げる要件をいずれも満たす者とします。

①　経営内容等から、業務の履行に支障がなく、業務を履行するにふさわしい十分な知識、経験、技術を備えており、かつ事業目的の達成、事業計画の遂行に必要な組織及び人員体制を有していること。

②　市町村税を滞納していないこと。

③　地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４第１項又は長野市契約規則（昭和 60 年長野市規則第４号）第４条第１項の規定により入札に参加する

ことができないとされた者でないこと。

④　会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更正手続開始の申立て（同法附則第２条に規定する申立てを含む。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。

⑤　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団又は第２条第６号に規定する暴力団員が経営に関与していないこと。

(2) 一企業一提案

一の応募者について１件の応募提案に限り、複数の応募提案は認めません。また、一の民間企業が複数の応募者への参加を通じて２件以上の応募提案をすることも認めません。

４ 応募に関する質問

提案書作成等に関しての問合わせを、次のとおり実施します。説明会は実施しないため、疑問点等は必ず問合わせを行ってください。

(1)　受付期限　　平成 28 年１月８日（金）午後５時まで

(2)　問い合わせ先　　実行委員会事務局（長野市企画政策部企画課内）

(3)　問い合わせ方法　電子メールのみ

※他の方法による質問及び期限後の質問には応じられません。

(4)　質問様式　　様式は任意様式としますが、以下の項目を明記してください。

・件名は、「ながのシティプロモーション広報宣伝業務委託に関する質問」としてください。

・質問者の会社・団体名、所在地、部署名、担当者氏名、連絡先（電話・ＦＡＸ・メールアドレス）を記載してください。

(5)　回答方法　　質問者及び参加資格者全員に対し、随時、電子メールにより一斉回答します。なお、回答に質問者名は掲載しません。また、提案書の審査に係る質問には回答しません。

５ 参加申込書等の提出方法

本件における公募型プロポーザルに参加する者は、次により参加申込書等を提出してください。なお、提出書類は原則としてすべてＡ４サイズとします。

(1)　提出期限　　平成 28 年１月８日（金）午後５時まで

(2)　提出先　　実行委員会事務局（長野市企画政策部企画課内）

(3)　提出方法　　郵送又は持参（郵送の場合、簡易書留など配達記録が残るものとする。）

(4)　提出書類　　ア 参加申込書　１部【様式１】

イ 事業所概要　１部【様式２】

ウ 直前２期分の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類　１部

エ 未納の市税がないことを表す書類（納税証明書）　１部

オ 会社概要又は会社概要パンフレット（写し可）１部

※　参加資格の合否決定は平成 28 年１月８日（金）午後５時以降に行い、結果は口頭（電話）で連絡します。

6 企画提案書等の提出方法

本件に参加を表明し、参加資格に合格した者は、次により企画提案書等を提出してください。なお、提出書類は原則としてすべてＡ４サイズとします。

(1) 提出期限　平成 28 年１月 15 日（金）午後３時まで（必着）

(2) 提出先　実行委員会事務局（長野市企画政策部企画課内）

(3) 提出方法　郵送又は持参（郵送の場合、簡易書留など配達記録が残るものとする）

(4) 提出書類
- ア 企画提案書 １部（正本。内容等については「６(5) 企画提案書の内容」を参照）
- イ 企画提案書 10 部（上記をコピーしたもの）
- ウ 見積書 １部【様式３】
- エ 業務実施体制 １部
- オ 総括責任者の経歴及び実績等調書 １部【様式４】

(5) 企画提案書の内容

① 記載すべき内容

ア コンセプト、本業務委託に係る組織体制、実施スケジュール

イ 仕様書「４ 業務内容」に係る実施内容

（※平成 28 年度以降に実施する効果検証の内容についても記載してください。）

ウ その他自由提案（２(4)の契約上限額の枠外のもの。任意。）

② 記載要領

ア 様式は任意とし、内容は必要十分かつ簡潔に記載すること。

イ 用紙は原則としてＡ４判を用い、縦向き横書きで両面印刷、左綴じとすること。

※各ページには、ページ番号及び提案事業者名を記載してください。

7 提出された企画提案書等の取扱い

(1) 企画提案書等の作成及び提出に係る経費は提案者の負担とします。

(2) 提出された企画提案書等は返却しません。

(3) 提出された企画提案書等は、提出者に無断で使用しませんが、候補者の選定を行う作業に必要な範囲で、複製を作成することがあります。

(4) 提出された企画提案書等は、提出後に内容を変更することはできません。なお、企画提案書等に虚偽の記載をした場合には、提案は無効となります。

8 選定方法及び評価基準

(1) 選定委員会の設置

委託者の選定は、「ながのシティプロモーション広報宣伝業務委託者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）を設置して行います。

(2) 選定方法

選定委員会は、提出された書類、プレゼンテーション及び質疑応答に基づき、提案の内容を総合的に評価して選定します。

(3) 当選者の選定

企画内容、運営能力などについて評価し、総合的に最も評価の高い企画運営能力を有すると認められる提案者を委託契約優先交渉権者とします。

選定結果は、別途文書で速やかに通知します。

※通知方法：電子メール及び郵送（書面）

※審査結果通知は企画提案書等を提出したすべての事業者に対して行います。

(4) 評価基準

① 提案内容の妥当性

② 成果の訴求力

③ 実施体制

④ 業務履行の確実性

⑤ 独自性

⑥ 価格

(5) 選定過程の非公開

選定委員会は非公開とします。

具体的な評価項目、それらの項目や見積価格に対しての具体的な配点や評価点等については、今後の実行委員会の事業者選定に対し支障を及ぼす恐れがあるため、評価順位についても、当該法人等の競争上の地位その他正当な利益を害する恐れがあるため、いずれも非公開とします。

また、選定結果に対しての異議申し立ては一切受け付けません。

(6) プレゼンテーション及び質疑応答について

① 日時：平成 28 年 1 月 19 日（火）午後２時から

※具体的な時間については個別に連絡します。

② 場所：長野市役所第一庁舎７階第一委員会室

③ 所要時間：プレゼンテーション 10 分、選定委員による質疑 10 分

④ 注意事項：Microsoft PowerPoint 等を用いたプレゼンテーションを希望する場合には、スライドを印刷した資料を提案書に添付して提出してください。なお、パソコン、プロジェクター等については、原則参加者で用意してください（機器を持ち込む場合は、事前に長野市企画政策部企画課に連絡してください（連絡先等は 13 を参照））。

(7) 失格事項

① 虚偽の内容が記載されているとき。

② 選定結果に影響を与えるような工作をしたとき。

③ 選定質疑に不参加のとき（質疑の開始時間から５分以上遅れた場合を含む）。

④ その他、選定委員会が不適当と認めるとき。

9 注意事項

(1) 提案資格を有しない者の提案及び提案に係る条件に違反した者の提案は無効とする。

(2) 提出書類の後に申込みを辞退する場合は、書面にて辞退届（任意様式）を提出すること。本件に辞退しても実行委員会においてその後不利益な取扱いは行わない。

(3) 参加を希望する事業者は、本業務により知り得た情報等について、一切の事項をいかなる場合も他の者へ漏らしてはならない。

(4) 提案に係る一切の費用は事業者の負担とする。

(5) 提案事業者の承諾がある場合を除いて、提案書類は公開しない。

(6) 一括再委託は禁止する。一部再委託についても原則として禁止するが、業務の一部を第三者に再委託したいとの申出が、その理由、再委託先、再委託業務の範囲を明らかにした書面で事業者から事前になされた場合に限り、内容を精査し、適切と判断できれば、再委託承諾書を交付し再委託を承認することができる。

(7) 提出書類の著作権は企画提案者に帰属するが、実行委員会が、本提案公募の結果報告、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用することができる。ただし、実行委員会に提出した書類等のうち、過去に同様の委託事業で作成した書

類等については、除く。また、他人に著作権のあるものを使用する場合は、著作権者の承諾を得て、実行委員会に報告するものとする。

(8) 委託事業により生じた著作権、特許権等の知的財産権は、原則として委託元である実行委員会に帰属する。

10 契約の締結

(1) 契約の締結

８(3)により選定された委託契約優先交渉権者は、選定された提案内容を元に、細部について実行委員会事務局と打合せを行います。打合せが整った場合は、長野市契約規則に定める随意契約の手続きを準用し改めて見積書を徴収し、内容を精査の上、契約書を取り交わすものとします。

委託契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合又は前記の参加資格要件を満たさなくなったとき 、若しくは不正と認められる行為をしたことが判明した場合は、提案評価第２位に選定された事業者と交渉を行います。

(2) 契約保証金

契約に際しては、契約金額の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を契約と同時に納付しなければなりません。ただし、長野市契約規則第 40 条を準用し、当該要件に該当する場合は、契約保証金の納付を免除します。

11 適正な労働条件の確保

業務の遂行に当たっては、労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規を遵守し、適正な労働条件の確保に努めてください。

12 日程

・プロポーザル公募開始　　平成 27 年 12 月 28 日（月）
・提案書作成に関する質問期限　　平成 28 年１月８日（金）午後５時まで
※質問者及び参加資格者全員に対し、原則として電子メールにより随時回答する。
・参加申込書等提出期限　　平成 28 年１月８日（金）午後５時まで
・参加資格の合否決定　　平成 28 年１月８日（金）午後５時以降
※合否結果は口頭（電話）で連絡する。
・企画提案書等受付期限　　平成 28 年１月 15 日（金）午後３時まで
・プレゼンテーション及び質疑応答　　平成 28 年１月 19 日（火）午後２時から
・選定結果通知　　選定後速やかに通知
・契約締結　　平成 28 年１月下旬（予定）

13 企画提案書等の提出先、本件についての問い合わせ先

〒380-8512 長野市大字鶴賀緑町 1613 番地
ながのシティプロモーション実行委員会事務局（長野市企画政策部企画課内）
（長野市役所第一庁舎５階）
電話（直通）026-224-5023　　FAX 026-224-5103
電子メール　citypromotion@city.nagano.lg.jp
※　連絡は、原則として電子メールを利用し、件名を「【広報宣伝業務】○○について」としてください。
担当　藤原、轟